

閱覽用

令和4年 第9回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和4年9月6日
神崎市農業委員会

令和4年9月 第9回 神崎市農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和4年9月6日（火）午前9時30分開会
- 2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室
- 3 出欠者の状況
出席委員 12名
欠席委員 1名
傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	出
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	欠
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

10番 井手元博委員 11番 島崎元次委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 所有権移転関係について 3件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 8件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
4件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

事務局長

皆様、おはようございます。

委員の皆さまには、本総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、円滑な議事の進行などについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和4年 第9回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、おはようございます。 先日の台風がですね、大きい台風だということ心配しました。 台風が通過した後に稲とか大豆はどうだろうかと圃場を見て回りましたが、倒伏してダメかなと思っていたんですが思いのほか被害が無く、伏せているものもなんとか持ち直しそうでした。

皆様方の地域では被害などいかがだったろうかと思えます。

それでは、只今から令和4年 第9回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は12名です。

7番 重松委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番 井手委員と11番 島崎委員を指名します。
よろしく申し上げます。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第4号までの、4議案の15件です。
報告は、第1号の4件です。
ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番の田およ

び里道の払下げ部分を含む359.86㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては、平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断しますが、転用許可基準は、住宅などで集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。

位置図などにつきましては、3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員の11番島崎委員のご意見をお願いします。

11番 島崎委員 【地区担当委員の意見】

11番の島崎です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の山口推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

ご質疑なしでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号1番について、許可する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 受付番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町本堀 字〇〇 〇〇番の外1筆、
合わせて農地2筆の364㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のと
おりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては、平成23年1
2月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益
地内であることから第1種農地と判断しますが、転用許可基準としまし
ては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は
業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断い
たします。

位置図などにつきましては、5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金につ
いては残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、
周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員の3番
嘉村委員のご意見をお願いします。

3番 嘉村委員 【地区担当委員の意見】

3番の嘉村です。 1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。
申請内容については、事務局の説明のとおりであります。

私も、9月1日に地区担当の増田、太田推進委員と申請者及び事務局と
ともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的
に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画さ
れており地区の同意もありますので、問題は無いかと思っております。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 受付番号3番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の2ページをお願いします。

申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号3番を議案書により説明】

申請番号3番、申請地の所在は千代田町下西 字〇〇 〇〇番の田1筆の1, 358㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては、平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅などで集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。

位置図などにつきましては、7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号3番について、地区担当委員の10番井手委員のご意見をお願いします。

10番 井手委員 【地区担当委員の意見】

10番の井手です。1号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、8月26日に地区担当の宮地委員、鷺崎、小出推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もあります。

また、隣接農家の方にも確認したところ同意されておりました。

さらに、私たちと関係者ともに、敷地内の排水計画が、当初は隣の境原地区が管理する水路への排水となっていましたので、計画地と同じ上西地区内の水路への排水と計画変更できないかと業者に相談したところ、適切に計画変更されましたし、雨水だけでなく生活雑排水の排水も上西地区内へと計画変更されて、関係者も同意されたということをお知らせします。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の9ページをお願いします。
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番は、所有権の移転であります。

内容は、別世帯である親子の間で農地を贈与するものであります。

位置図については、縮尺が小さくなりましたが、10ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

他にご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。

よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)
議 長

次に、議案書の11ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

11ページの申請番号1番は、先月、佐賀県農業公社への一時買い入れをご承認いただいた農用地を、あっせん調整を経て、農事組合法人の中心構成員へと売り渡すものであります。

申請農地は、全て千代田町崎村〇〇地区内にありまして、位置図を13ページに添付しております。

続きまして、12ページの申請番号2番と3番は、譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買の調整を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動を経て、地域の担い手や認定農業者、農事組合法人の中心構成員などへ農地を集積・集約する目的で、佐賀県農業公社が一旦農地を買い入れるものであります。

申請農地の位置図を、14ページと15ページにそれぞれ添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

何かありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。

よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、再設定6件。 内訳は、田14筆の 26, 461㎡、
畑2筆の 118㎡、計16筆の 26, 579㎡

千代田町、再設定2件。 内訳は、田2筆の 3, 915㎡、
神埼市の合計、8件。 内訳は、田16筆の 30, 376㎡、
畑2筆の 118㎡、計18筆の 30, 494㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの、農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページから4ページになります、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は4ページになります、田14筆の 26,461㎡、畑2筆の 118㎡、計16筆の 26,579㎡であります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書5ページの、農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。
設定する内容は、田2筆の 3, 915㎡であります。
説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(8番野副委員挙手 議長指名)

8番 野副委員

申請番号2番は、10a当りの賃料が入っていないですが、これはいいのでしょうか。

事務局

これは、利用権の設定内容が使用貸借権による設定ですので、賃料は設定されていません。こちらに0を書き入れた方がいいかとも思いましたが、このようにしております。

8番 野副委員

ありがとう。ちょっと確認でしたので。このままでいいと思います。

議 長

野副委員がおっしゃられたことは、使用貸借の時は賃料の0を書かなくてもいいと理解されたと思いましたが、このことについては、皆様も同様によろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。他にご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本件は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農地中間管理事業法や農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約で、この後は、農地売買等事業の申出や借り手の変更などが予定されております。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和4年 第9回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

10時00分 閉 会